一、石器・石製品類
石鏃　二十本
石篦　五箇
石匙　五箇
磨製石斧　十箇
石錘　五箇
敲石　五箇
凹石　五箇
軽石製品　五箇
石棒　三箇
石刀　二本
石剣　一本
石製垂飾　二箇
異形石製品　五箇
玉　二百八十三箇
附　炭化米　二粒

○文部科学省告示第百一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表中欄に掲げる文化財を追加し、同表下欄のように重要文化財に指定する。

平成二十一年七月十日

文部科学大臣　塩谷　立

（彫刻の部）

上欄	中欄	下欄
名称及び員数	名称及び員数	名称及び員数
木造四天王立像　三軀	腕　一箇	木造四天王立像　三軀 附　腕　一箇
指定告示	指定告示	所有者
明治三十五年内務省告示第二十七号		宗教法人薬師寺
		所有者の住所
		奈良県奈良市西ノ京町四五七

○文部科学省告示第百二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を同表中欄（上）と中欄（下）に分割し、同表下欄（上）に掲げる文化財を同表中欄（上）に追加し、同表下欄（下）のように重要文化財に指定する。

平成二十一年七月十日

文部科学大臣　塩谷　立

（彫刻の部）

上欄		中欄（上）	中欄（下）	下欄（上）	下欄（下）
名称及び員数		名称及び員数	名称及び員数	名称及び員数	名称及び員数
金銅弥陀三尊像　康勝作　三軀		銅造阿弥陀如来及脇侍像　康勝作　二軀	銅造観音菩薩立像　一軀	像内納入品	銅造阿弥陀如来及脇侍像　康勝作　二軀 光背に貞永元年八月、（所在金堂）大勧進僧観俊、大仏師法橋康勝、銅工平国友等の銘がある 附　像内納入品 一、万坏供養摺札　二百二十五枚 一、阿弥陀如来及両脇侍摺仏　百一枚
指定告示					
明治三十二年内務省告示第八十八号					
					所有者
					宗教法人法隆寺
					所有者の住所
					奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺山内一―一